

家畜衛生だより



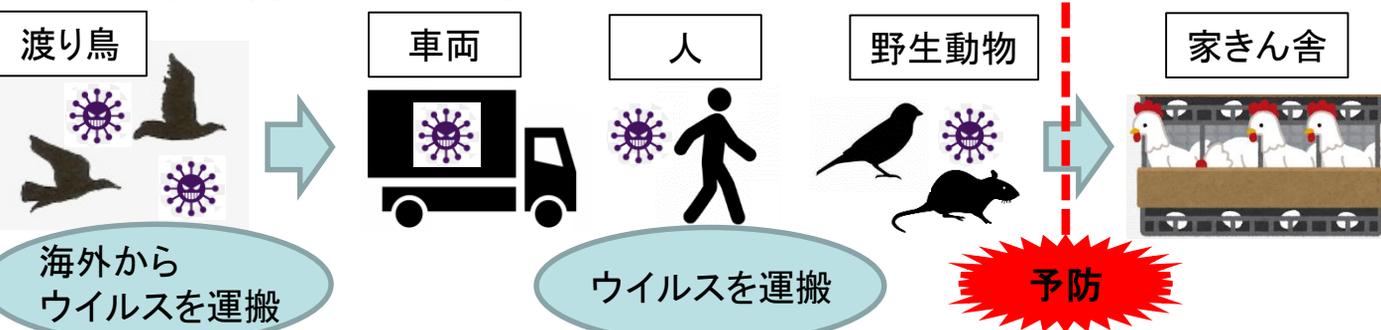
平成31年4月第4号（鶏）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

佐賀県で採取された野鳥の糞便から

低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました！！

平成31年3月27日に佐賀県伊万里市において採取された野鳥（カモ類）の糞便1検体から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N7亜型）が検出されました。

本病の予防には、家きん舎への車両や人、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。



「発生予防」と「早期発見」の徹底をしましょう！！

飼養衛生管理の確認と再徹底をお願いします！

- 家きん舎、飼料タンク、飼料倉庫等を「衛生管理区域」とする。
区域を出入りする車・人・物は、消毒を徹底する。
区域に立ち入った人を記録し、保存する。
- 家きん舎の屋根、壁、防鳥ネットに破損があれば直す。
- 家きんの餌や水に、野生動物（ネズミ、野鳥）の糞等が入らないようにする。
- 定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をする。
- 家きんの健康状態を常に観察し、異状（死亡率上昇、産卵率低下、元気消失等）があればすぐに最寄りの家畜保健衛生所に連絡する。

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください